

秋田市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月19日

秋田市長 穂 積 志

### 秋田市条例第13号

秋田市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例の一部を改正する条例

秋田市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例（平成29年秋田市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第5条中「深め」を「深めるとともに」に改め、「とともに、障がいのある人に対し合理的配慮の提供をする」を削る。

第9条第2項中「するよう努めるものとする」を「しなければならない」に改める。

### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。